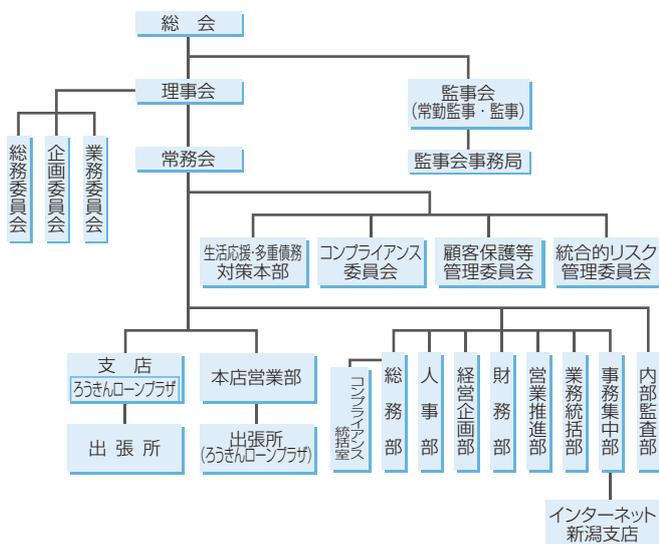


組織・機構

(2014年7月1日現在)

組織・機構

● 組織系統図



● 役員

役職名	氏名	所属団体等
理事長	江花和郎	新潟県高等学校教職員組合
専務理事	土田啓介	員 外
常務理事	中川 亨	員 外
常務理事	中村綾男	員 外
理事	武本昌之	リケン労働組合柏崎支部
理事	青木隆行	信越化学労働組合直江津支部
理事	木伏寿幸	日本郵政グループ労働組合新潟連絡協議会
理事	小熊 勇	新潟交通労働組合
理事	猪股 幸	新潟県教職員組合県央支部
理事	角家理佳	員 外
理事	永井一徳	越後交通労働組合
理事	板井悌二	新潟県職員労働組合
理事	笹川孝昭	新光電気労働組合新井支部
理事	小林俊夫	ONN労働組合新潟支部
理事	池田浩昭	エヌティティ労働組合新潟分会
理事	長谷川富紀子	新発田市職員労働組合
理事	羽深浩一	UAゼンセン有沢製作所労働組合
理事	西 済久夫	日本郵政グループ労働組合新津支部
理事	皆川清市	エヌティティ労働組合長岡分会
理事	田中博寿	全日通労働組合新潟県支部
理事	竹田可奈子	東北電力労働組合新潟県本部
常勤監事	宝金 満	員 外
監 事	齋藤政敏	UAゼンセン亀田製菓労働組合
監 事	久保谷 浩	エヌティティ労働組合新潟県グループ連絡会
監 事	齋藤悦男	自治労新潟県本部
監 事	橋田知明	員 外 (労働金庫法第32条第4項に定められた員外監事)

● 職員の状況

項目	2013年度末	2012年度末
職員数	415人	415人
男性	249人	252人
女性	166人	163人
平均年齢	40歳3月	40歳3月
平均勤続年数	17年1カ月	17年4カ月
平均給与月額	391千円	385千円

※職員数は、常勤の職員・嘱託および給与等を負担する出向職員・嘱託を記載し、臨時の職員・嘱託(2013年度末158人、2012年度末154人)は含まれておりません。
 ※平均給与月額は、3月中の平均給与月額です。

報酬等に関する事項(2014年3月期)

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事のことです。対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」、在任期間中の職務執行および功労の対価として退任時に支払う「退任慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、通常総会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては、役位や前年度の業績等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退任慰労金】

退任慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得た後に支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退任慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

① 退任慰労金額の決定方法

役員の退任慰労金は総会の贈呈決議に従い、理事の退任慰労金額は理事会の決議により、監事の退任慰労金額は監事の協議により決定しております。

② 退任慰労金の基準

退任慰労金は、基礎金額に計算率を乗じて得た金額としております。なお、基礎金額・計算率等は規程で定めております。

(2) 2013年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:千円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	98,531

(注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「報酬」79,561千円、「退任慰労金」18,970千円となっております。なお、「退任慰労金」は、当年度中に支払った退任慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日金融庁・厚生労働大臣告示第4号)第3条第1項第3号および第5号並びに第2項第3号および第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者のことです。

なお、2013年度において対象職員等に該当する者はありません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、2013年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同額等」は、2013年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2013年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はありません。